流山市景観条例(改正素案) 新旧対象表 旧(現行の景観条例) 新 流山市景観条例 流山市景観条例 平成19年12月21日 平成19年12月21日 条例第48号 条例第48号 (中略) (中略) (事前協議書の提出) (事前協議書の提出) 第11条 次に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を行おうとする30日 第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者 前までに、その内容について、市長に事前協議書を提出しなければならな は、景観計画に法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な 景観の形成に関する方針が定められている場合においては、届出をしよ い。 うとする日の30日前までに、その内容について、市長に事前協議書を (1)法第16条第1項又は第2項の規定による届出 (2)流山市広告物条例(平成31年流山市条例第 号)第11条第1項第1 提出しなければならない。 号若しくは第2号の規定による許可申請又は同条例第32条第1項による届 出 (協議) (協議) 第12条 市長は、前条の規定による事前協議書の提出があったときは、その 第12条 市長は、前条の規定による事前協議書の提出があったときは、その内 内容について同条の方針に基づき協議を行わなければならない。

容について法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の 形成に関する方針に基づき協議を行わなければならない。

## (助言、指導及び勧告)

第13条 市長は、第11条の規定による事前協議書の提出がないとき、又は同 条の規定による事前協議書の提出があった場合において、その内容が景観 計画で定める次の各号に掲げる制限のいずれかに適合しないと認めたとき

## (助言、指導及び勧告)

第13条 市長は、第11条の規定による事前協議書の提出がないとき、又は 同条の規定による事前協議書の提出があった場合において、その内容が 景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限に適合しないと

## 流山市景観条例(改正素案) 新旧対象表

新	旧(現行の景観条例)
は、その事前協議書の提出をしなかった者又は事前協議書の提出をした者	認めたときは、その事前協議書の提出をしなかった者、又は事前協議書
に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。	の提出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をする
<u>(1)良好な景観の形成のための行為の制限</u>	ことができる。
<u>(2)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の</u>	
<u>制限</u>	
(中略)	(中略)
附 則(平成30年流山市条例第 号)	(新規)
この条例は、平成31年4月1日から施行する。	